

処理事例 25 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	財務部税務室資産税課		
苦情申立ての内容	<p>法務局へは田として登記し、固定資産税も田として課税されていた土地（以下「当該土地」という。）を平成8年度から市が課税地目を宅地に切り替え課税していることに気が付きました。</p> <p>市の担当部署と話し合い、平成23年度からは課税地目を田として課税することになったのですが、平成8年度以降の課税地目を田とした場合との差額分返還の申し入れは、聞き入れてもらえませんでした。</p> <p>私が当該土地を田として登記しているのは、農家として最低限必要な面積として3反を確保するためであり、節税のためと考える市とは見解が異なり理解してもらえません。</p> <p>昔から田として登記している土地であるのだから、平成8年度に遡って課税地目を田に戻し、納めすぎた固定資産税を返還してほしい。</p>		
調査結果等	<p>オンブズマンは面談で、申立人がこれまでずっと耕作し続けてきたとおっしゃられましたので、市が課税地目を田から宅地に変更した事情や平成8年度以降、宅地として課税し続けてきた経緯等を確認するため、資産税課の調査を実施しました。</p> <p>資産税課によると、固定資産税の課税地目の認定は、現況の利用状況によって行うものであり、当該土地についても基準に沿って認定したとのことでした。</p> <p>また、登記地目と課税地目が異なることについては、固定資産にかかる土地の評価は登記上の地目にかかわらず、現況に即した地目によって行うものであることから、登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合があるとのことであり、解説書『固定資産評価基準解説（土地編）』にそのとおりの内容が記述されていることを確認しました。</p> <p>なお、記録のわかる範囲内ということで資産税課から提供された平成18年当時の航空写真や最近に撮影された写真からは、当該土地で耕作されていた痕跡は見受けられませんでした。</p> <p>以上のことからオンブズマンは、当該土地を手に入れ登記された申立人のご苦勞は大変なものであったことと存じますが、申立人の当該土地に対する思い入れと固定資産税の当該土地の課税評価は別のものであり、耕作をはっきり裏付けることができないことから、平成8年当時の資産税課の事務処理に、当該土地の課税地目を遡って田として認定しなければならないような落ち度があったと言うことはできず、平成8年度以降、宅地として課税してきたことについても疑念を抱く余地はありませんでした。</p> <p>なお、平成23年度から課税地目を田として課税する資産税課の事務処理は、当該土地が新たに耕されて農地である現況を確認できたためであり、過去の宅地課税とした取り扱いに誤りは認められませんでした。</p> <p>以上のとおり調査の結果として通知いたします。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成22年（2010年）	7月20日	要した日数
オンブズマン面談年月日	平成22年（2010年）	8月12日	23日間
市の機関への調査年月日	平成22年（2010年）	8月26日	37日間
調査結果通知年月日	平成22年（2010年）	9月15日	57日間